

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年6月3日

福岡県知事 小川 洋

記

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鞍手郡鞍手町大字小牧字小広ミ 1721 番	田	940
鞍手郡鞍手町大字小牧字小広ミ 1726 番	田	903

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
鞍手郡鞍手町大字小牧字小広ミ 1721 番	令和2年6月10日	10年	94,000
鞍手郡鞍手町大字小牧字小広ミ 1726 番	令和2年6月10日	10年	90,300

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目10-12
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 渡邊 大起

4 農地の所有者等の情報

福原 正彦

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福岡法務局北九州支局に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福岡法務局北九州支局において、補償金の還付を受けることができる。